

第2次田原本町地域公共交通計画策定支援業務  
公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務の目的

本業務は、田原本町地域公共交通計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定するもの）の改定に向け、現計画の進捗評価、基礎データの更新、住民アンケート等によるニーズ把握、課題の再整理及び施策見直し案(KPI 案を含む)のとりまとめを行い、町的意思決定及び計画改定作業に対し、専門的見地から伴走支援を行うことを目的とする。

本要領は、本町が別紙仕様書に定める業務について、最も適切であると判断される事業者を選定することに関して必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務の概要

- (1) 業務名 第2次田原本町地域公共交通計画策定支援業務
- (2) 業務内容 第2次田原本町地域公共交通計画策定支援業務仕様書

（本町が想定する最低限の業務内容を示す。）のとおりとする。

※この仕様書は、事業者の提案の内容を制限するものではない。ただし、企画提案書に記載する全ての提案内容（独自提案を含む。）は、契約上限額の範囲内で実施可能なものに限る。契約上限額を超える費用を前提とした提案は、評価の対象としない。

- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月19日（金）まで
- (4) 契約上限額 3,000,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）

### 3. 参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関

係事業者（法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は自然人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。）でないこと。

- (4) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税及び市区町村税を滞納していないこと。
- (6) 田原本町工事等契約に係る入札等参加停止措置要領（平成24年4月田原本町告示第34号）第3条第1項の規定に基づく入札等参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 過去5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）に本業務と同種（地域公共交通計画等の策定支援業務）又は類似業務（立地適正化計画等のまちづくり関連計画策定支援業務）の実績を有していること。

#### 4. 実施スケジュール

このプロポーザルに関する主な日程の概略は、次のとおりとする。ただし、選定等の進捗状況により変更する場合がある。

参加申請の受付開始	令和8年4月3日（金）
質疑の受付	令和8年4月3日（金）～4月14日（火）午後3時
質疑の回答	令和8年4月17日（金）
参加申請の受付締切	令和8年5月8日（金）午後3時
第1次審査（書類審査）	令和8年5月15日（金）
第1次審査結果通知	令和8年5月22日（金）
第2次審査 （プレゼンテーション）	令和8年5月26日（火）午後1時～
第2次審査結果通知	令和8年5月26日（火）～6月3日（水）（予定）
契約締結	令和8年6月上旬（予定）

※なお、第1次審査を行わない場合は、以降の日程を繰り上げる場合がある。

#### 5. 参加申込の方法

このプロポーザルへの参加を希望する者は、田原本町ホームページから必要書類等をダウンロードし、次のとおり必要書類等を提出すること。

- (1) 受付期間 令和8年4月3日（金）から令和8年5月8日（金）午後3時まで  
（ただし、土曜日及び日曜日・祝日を除く。）
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで  
（ただし、令和8年5月1日以降は午前9時から午後4時30分まで）
- (3) 受付場所 田原本町役場 町長公室 企画財政課

(4) 提出方法 持参、郵便又は信書便による。

(郵便又は信書便については、期限内必着)

(5) 提出書類

① 参加申込書(様式第1号)

② 企画提案書(任意様式)

企画提案書は、原則としてA4判縦置き横書きとする。ただし、必要に応じてA4判横置き横書きも可とし、図等はA3判を折り込むことも可とする。(なお、企画提案書のページ数は、表紙を含めて20ページ以内とし、両面印刷の場合は10枚までとする。)

なお、企画提案書に記載する提案内容(仕様書に定める業務内容に加えて提案する独自提案を含む。)は、全て契約上限額の範囲内で実施可能なものとする。契約上限額を超える追加費用を前提とした提案は認めない。

③ 会社概要(様式第2号)

④ 業務実績報告書(様式第3号)※過去5年間

⑤ 業務実施体制調書(様式第4号)

※本業務に配置する予定の担当者について、同種(地域公共交通計画等)又は類似業務(立地適正化計画等のまちづくり関連計画)の実績、経歴、専門的知識等が分かる内容を記載すること。

⑥ 見積書(任意様式)※見積り内訳の分かるもの

⑦ 登記事項証明書(履歴事項証明書)

⑧ 直近1年間の財務状況がわかる書類(貸借対照表及び損益計算書等)

⑨ 法人税・消費税及び地方消費税についての納税証明書(国税:様式その3の3)

※発行日から3ヶ月以内のものに限る。

⑩ 本店所在地の法人市町村民税及び固定資産税について、滞納がない旨の証明書

※発行日から3ヶ月以内のものに限る。

⑪ 誓約書(様式第5号)

⑫ 別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」のいずれかに該当する場合は、別紙に定める確認書類等

(6) 提出部数

正本1部、副本1部、副本をスキャンしたPDFデータ一式を記録したCD-R1枚

※1 提出書類⑦~⑩については、正本に原本を添付し、副本にはその写しの添付で可とする。

※2 副本及びデータについては、全ての書類において参加申請者を特定できる情報(商号

又は名称、代表者氏名、住所又は所在地、印影)を削除又は黒塗り等して提出すること。  
削除又は黒塗り等が不十分な場合は、その補正を指示し、又は町が当該箇所を削除又は黒塗り等することがある。

※3 副本については、町において複写する場合があるため、ホチキスやインデックス等を使用せず、製本せずに提出すること。

※4 町が指示した場合を除き、提出書類の提出後の修正、追加等はできない。

※5 提出書類に不足・不備等がある場合は、受付できないことがある。

## 6. 質疑の受付及び回答

本件業務に係る仕様書等の内容に質疑が生じた場合は、次のとおり質疑書を提出すること。ただし、質疑の回数は、1参加者につき1回までとする。

(1) 受付期間 令和8年4月3日(金)から令和8年4月14日(火)午後3時まで  
(ただし、土曜日及び日曜日・祝日を除く。)

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
(ただし、最終日4月14日は午後3時まで)

(3) 提出方法 下記宛先に電子メールにて質疑書(様式第5号)を提出し、質疑書の提出後、必ず電話にて着信確認を行うこと。なお、電話や来庁による質疑等、規定の方法以外の方法による質疑は受け付けない。

田原本町 町長公室 企画財政課

T e l : 0744-34-2083 (直通) F a x : 0744-32-2977 (代表)

E-Mail : [seisaku@town.tawaramoto.nara.jp](mailto:seisaku@town.tawaramoto.nara.jp)

(4) 回答方法 質疑があった場合は、令和8年4月17日(金)に町ホームページにて回答する。

(5) その他 意見の表明と解されるもの、質疑内容が不明瞭なもの等については回答しない。また、受付期間に遅れたものは回答しない。

## 7. 選定方法

(1) 受託候補者及び次点者の選定

受託候補者及び次点者の選定は、第1次審査及び第2次審査により行うものとし、選定に係る審査は、第2次田原本町地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

(2) 選定方法

① 第1次審査(書類審査)

審査委員会が、下記(4)に定める評価基準に基づき提出書類等を審査して評価を行い、評価点(50点満点)の合計が高い順に上位3位までを第2次審査の対象者として選定する。ただし、参加申請書を提出した者が3者以下の場合は、第1次審査を省略することがある。この場合においては、第2次審査の日程を早める場合がある。

## ② 第2次審査(プレゼンテーション)

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した書類に基づきプレゼンテーションを行う。

審査委員会は、下記(4)に定める評価基準に基づきこれを審査して評価を行い、受託候補者1者及び次点者1者を選定する。ただし、参加者が1者以下の場合は、受託候補者1者のみを選定する。

受託候補者の選定にあたっては、各審査委員から最も高い評価点(102点満点)を最も多く得た者を受託候補者とする。各審査委員から最も高い評価点を最も多く得た者が複数あった場合は、その中で全審査委員の評価点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。さらに全審査委員の評価点の合計点が最も高い者が複数あった場合は、その中から審査委員の多数決により受託候補者を選定する。それでも同数となった場合は、委員長の決するところによる。

## (3) 審査結果の通知及び公表

第1次審査及び第2次審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。また、受託候補者及び次点者については、選定後に町ホームページにおいて公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は、受け付けない。

## (4) 評価基準

各審査の評価項目、評価事項及び評価点は、次のとおりとする。なお、第1次審査の評価点は、第2次審査には引き継がれない。

なお、受託候補者及び次点者となるためには、最低基準点(全審査委員の評価点の平均点が60点)を満たす必要があるものとする。最低基準点を満たさなかった場合は、申請者が1者のみの場合であっても受託候補者として選定しない。また、申請者が1者のみの場合であっても第2次審査は実施し、最低基準点を満たした場合は、当該申請者を受託候補者として選定する。

また、第2次審査においては、別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」のいずれかに該当する場合は、2点を加点する(複数の評価項目に該当する場合でも、加点は2点とする。)

## 第1次審査(50点満点)

評価項目	評価事項	評価点
------	------	-----

①業務実績	業務実績に関する評価	10
②実施体制	良好に事業を実施できる組織体制、人員体制が整っているか。	5
③実施能力	法人等の事業内容や実績等から、適切な事業実施が期待できるか。	10
④財務状況	財務状況が健全であり、安定した事業を行える財務基盤を有しているか。	5
⑤事業実施計画	事業実施計画が具体的かつ魅力的な提案となっており、かつ、実現可能性があるか。	10
⑥見積金額	見積金額が提案内容に見合う金額となっており、積算根拠が明確であるか。また、見積金額が経済性に優れているか。	10

第2次審査（102点満点）

評価項目	評価事項	評価点
①現計画の理解・改定論点の整理力	現計画の施策体系・KPI・進捗状況を正確に把握した上で、改定に向けた論点の設定が的確かつ具体的か。	15
②住民アンケートの調査設計	調査設計・対象設定・回収率向上策・偏り(バイアス)対策が具体的かつ妥当か。非利用者・移動困難者を含む幅広い住民の声を拾える設計となっているか。	20
③分析手法・示唆の抽出	集計・クロス分析・自由記述整理等の手法が適切で、施策に繋がる具体的な示唆を導けるか。図表等による分かりやすい可視化が提案されているか。	20
④施策見直し案の実現可能性	施策の見直し案を複数提示し、効果・費用感・実施体制・工程・KPI案を比較できる形で整理できるか。本町の財政・実施体制の実情に即した現実的な提案となっているか。	15
⑤業務実績	業務実績に関する評価。	5
⑥実施体制	良好に事業を実施できる組織体制、人員体制が整っているか。また、配置予定者が本業務を的確に遂行するための十分な専門的知識及び、同種・類似業務の経験を有しているか。	5
⑦実施能力	法人等の事業内容や実績等から、適切な事業実施が期待できるか。	5
⑧財務状況	財務状況が健全であり、安定した事業を行える財務基盤を有しているか。	5
⑨見積金額	見積金額が提案内容に見合う金額となっており、積算根拠が明確であるか。また、見積金額が経済性に優れているか。	10
⑩社会的な価値(加点事由)	別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」のいずれかに該当するか。	2

## 8. 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した書類に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行う（詳細については別途通知する。）。

### （1）日時

令和8年5月26日午後1時からを予定。

詳細については、第2次審査対象者に別途通知する。

なお、遅刻の場合は残り時間でプレゼンテーションを行い、欠席した場合は参加申込みを辞退したものとみなす。

### （2）場所

田原本町役場（奈良県磯城郡田原本町890-1）を予定。

### （3）プレゼンテーション実施者

第2次審査対象者1者につき3名以内とする。なお、プレゼンテーションは、統括管理者など本業務に直接携わる者が少なくとも1名以上参加し実施すること。

### （4）実施時間

プレゼンテーション準備 10分以内

プレゼンテーション 20分以内

質疑応答 10分程度

### （5）その他

① プレゼンテーションにおける提案は、あらかじめ提出した書類の記載内容と同一とし、追加の提案や追加資料等の配布は不可とする。※提出書類に記載されていない新しい提案を行わないこと。

② 公正な審査を行うため、事業者を特定できる情報（会社名等）を伏せてプレゼンテーションを行うこと。

③ プレゼンテーションは、対面またはオンライン形式のいずれも可とする。

（対面形式の場合）

プレゼンテーションに際し、町が用意するプロジェクター（HDMI接続）を使用することができる。ただし、持込PCとの接続の互換性については保証しないため、確実に投影を行う必要がある場合は、必要に応じて予備の機材（プロジェクター、変換アダプタ等）を第2次審査対象者において用意すること。

（オンライン形式の場合）

Zoomを利用した説明も可とする。この場合、安定した通信環境の確保および事前の接続テストへの対応については、第2次審査対象者の責任において行うこと。

④ プレゼンテーションは、非公開で行う。

## 9. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。また、すでに契約が締結している場合は、契約を破棄し、次点候補者と契約するものとする。

- (1) 応募者の参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 見積額が契約上限額を超えるとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったときその他受託候補者として不適格と認められるとき。

## 10. 契約の締結

### (1) 契約の締結

受託候補者と町が協議し、提出書類による提案内容を基本として本業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。

受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点者と協議することができるものとする。

### 11. その他

- (1) このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者から提出された書類等の追加・修正・差し替え等は、一切認めない。
- (3) 同一の参加者からの複数の企画提案書等の提出は、受け付けない。
- (4) 参加者から提出された書類等は、返却しない。
- (5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要範囲内において、町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は、町に対して当該著作物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- (6) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、田原本町情報公開条例（平成11年12月田原本町条例第22号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。
- (7) このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届（様式第6号）を提出するものとする。

### 12. 連絡先

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890番地の1

田原本町 町長公室 企画財政課 担当：三上・堀川・岡田

電話：(0744) 34-2083 FAX：(0744) 32-2977

E-mail：[seisaku@town.tawaramoto.nara.jp](mailto:seisaku@town.tawaramoto.nara.jp)